

〔古事記傳 三十二〕女を袁牟那、袁宇那など云は、後に音便に類れたるにて、正しからず、古はみな袁美那と云て、下卷朝倉宮段の大御歌にも然見え、万葉廿五にも乎美奈とあり、をんなごと云ははをんなこの略なり、又嫗オナは老たる女なり、女と袁と於とを以て分てり（中略）袁美那と云な、麻アサを績よしの稱なりと云はあたらす、

〔倭訓栞 前編 三十二〕めのこ。日本紀に婦女をよめり、女子の義、男子にむかへていふ也、蝦夷人はめのこしといひ、寡婦をはしためのこしといふとぞ、

〔倭訓栞 中編 三〕をなご。女子の俗稱也、土佐日記にをんなごとも見えたり、

〔日本書紀 神代〕故皇孫就而留住、時彼國有美人、名曰鹿葦津姬、

〔日本書紀 垂仁〕五年十月己卯朔、天皇幸來目、（中略）皇后嫗（狹穗）、因以奏曰、（中略）於是妾一思矣、若有狂

婦、成兄志者、適遇是時、不勞以成功乎、（下略）

〔萬葉集 二十〕秋野爾波伊麻己、曾由可米、母能乃布能乎等古乎美奈能、波奈爾保比見爾、

右歌六首、（五略）兵部少輔大伴宿禰家持、猶憶秋野、聊述拙懷、作之、

〔倭名類聚抄 二〕婦女。日本紀云、手弱女人、（和名）上同、（夜米）

〔箋注倭名類聚抄 一〕女。按說文、女、婦人也、又云、婦服也、从女持帚灑掃也、廣雅、女子謂之婦人、儀禮喪服傳注云、婦人子者、女子子也、大戴禮本命篇云、女者如也、子者孳也、女子者、言如男子之教、而長其義理者也、故謂之婦人、婦人伏於人也、是故無專制之義、有三從之道、白虎通、女者如也、從如人也、又儀禮喪服、每以丈夫、婦人、連文、則婦人本是女子之總稱、故神代紀用是字、說文、娶、取婦也、婚、婦家也、又妻、婦與夫齊者也、曲禮、士之妃曰婦人、左傳、宋共姬女而不婦、析言之者、非此用、（中略）下總本下有女乎三奈四字、疑後人所增、非源君舊文也、按袁美那、見古事記、應神雄略條、御歌、萬葉集大伴家持憶秋野歌、

〔類聚名義抄 二〕女人。ヌナヤメ